平成２８年（フ）第１１号
埼玉県熊谷市円光２丁目６番７号
債務者　三上沙織里
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　智章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６７１号
東京都東大和市奈良橋１丁目632番地の１
債務者　伊藤　隆昭
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５号
埼玉県所沢市松葉町10番11－302号　ベルファースト、前住所埼玉県所沢市美原町５丁目2306番地の１　アイランドパークス405
債務者　山口　芳正
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１６号
埼玉県所沢市松葉町10番11－302号　ベルファースト、前住所埼玉県所沢市美原町５丁目2306番地の１　アイランドパークス405
債務者　山口みよこ
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７７６号
東京都大田区西糀谷２丁目21－７　マツイチサンパレスＮｏ３　103
債務者　宮崎　維子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０５号
東京都北区堀船２丁目27－１－1005
債務者　笛木　京子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０６号
東京都北区堀船２丁目27－１－1005
債務者　笛木　広志
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０８号
東京都練馬区北町８丁目26－５　コーポいね
債務者　星　登志矩
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１３号
東京都板橋区仲宿59－４
債務者　穴田　　孝
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１８号
東京都練馬区下石神井１丁目８－27－203
債務者　鈴木　一美
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１９号
東京都世田谷区北烏山３丁目25－20－206
債務者　鈴木清四郎
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２０号
東京都港区西麻布３丁目24－22－604
債務者　和田　光昭
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２１号
東京都練馬区旭町２丁目39－２－105
債務者　岩永　澄江
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２９号
東京都西東京市南町１丁目９－11
債務者　布施　利雄
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３０号
東京都西東京市南町１丁目９－11
債務者　布施　光正
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部